

公調委平成29年（セ）第10号 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して3300万円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、その肩書住所地に所在する別紙物件目録記載1の居宅（以下「申請人宅」という。）の東側に隣接する同目録記載2の共同住宅（以下「本件アパート」という。）に設置されている換気扇や空調用室外機の稼働による騒音により、申請人に耳鳴り、ふらつき、睡眠障害、逆流性食道炎等の健康被害が生じたと主張して、本件アパートを管理する被申請人有限会社a（以下「被申請人会社」という。）及び本件アパートの所有者である被申請人b（以下「被申請人b」という。）に対し、不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、医療費、交通費及び慰謝料合計3642万8201円のうち3300万円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人

申請人は、平成3年3月以前から、申請人宅に居住している者である
(甲11の3, 審問の全趣旨)。

イ 被申請人ら

被申請人会社は、建築工事の設計、施工及び請負、不動産の売買、仲介、
斡旋、管理等を業とする有限会社であり、遅くとも平成3年3月頃から本
件アパートを管理している(甲11の1, 甲11の9, 審問の全趣旨)。

被申請人bは、本件アパートを所有しアパート各戸を他に賃貸している
者である(甲11の9, 審問の全趣旨)。

(2) 申請人宅の概要

申請人宅は、建築年月日不詳の木造かわらぶき2階建の居宅であり、間取
りの概要は別紙図面1のとおりである(甲11の3, 職1〔事実調査報告書
5頁〕)。

(3) 本件アパートの概要

本件アパートは、平成2年××月××日に新築された木造スレート葺2階
建建物であり、アパートの戸数は8戸で、各階の部屋番号は東側から101
号室・201号室, 102号室・202号室, 103号室・203号室, 1
05号室・205号室である(なお, 104号室・204号室は存在しな
い)。

各戸に、それぞれ北側壁面に換気扇が北向きに3つ設置され、南側ベラン
ダに空調用室外機が1つ南向きに設置されているほか、2階の各戸には、南
側壁面に設置された空気循環のための換気口の中で換気扇が常に稼働してい
る。換気扇や空調用室外機の設置場所の概要は、別紙図面2のとおりであり、
同図面上赤色で表示されているのがキッチン用の換気扇であり、緑色で表示
されているのがトイレ、バス用の換気扇であり、青色で表示されているのが
空調用室外機である。別紙図面2に記載の他、2階の各戸に、南側壁面に設
置された空気循環のための換気口の中に換気扇がある。(甲11の9, 職1

[8 頁, 1 2 頁])

(4) 申請人宅と本件アパートの位置関係等

申請人宅は、別紙図面 3 中の「申請人宅」と記載した建物であり、本件アパートは、同図面中の「本件アパート」と記載した建物である。

申請人宅及び本件アパート周辺は住宅が密集しており、周辺の自動車の交通量は少ない。もっとも、申請人宅から北東へ約 4 0 m 離れた場所に c 線が通っており、本件アパートから徒歩 4 分程の距離に d 駅があり頻繁に電車が運行している。(甲 1 4, 職 1 [2 ~ 4 頁])

(5) 騒音規制法に基づく規制基準及び環境基本法に基づく環境基準

申請人宅及び本件アパートの所在地は、都市計画法の第一種低層住居専用地域であり、騒音規制法に基づく規制基準及び環境基本法に基づく環境基準は、次のとおりである(甲 2 8, 3 0, 職 2 [専門委員の意見書 3 頁, 7 頁])。

騒音規制法上の規制基準は、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものである「特定施設」を設置する工場等において発生する騒音の工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいい(騒音規制法 2 条 1 項, 2 項), 変動の有無により, 指示値, 変動ごとの指示値の最大値の平均値, 累積度数曲線のパーセンタイル値等で判断される。

また、環境基本法に基づく環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり(環境基本法 1 6 条 1 項参照), 騒音に係る環境基準(平成 1 0 年 9 月 3 0 日環境庁告示第 6 4 号)は、地域の類型及び時間の区分に応じて屋内指針値を定め、都道府県知事が類型を当てはめる地域指定を行うこととされている。このときの騒音値は、騒音規制法上の規制基準と異なり、等価騒音レベル(LAeq)によって判断される。

【騒音規制法上の規制基準】

朝 午前6時～ 午前8時	昼間 午前8時～ 午後7時	夕 午後7時～ 午後11時	夜間 午後11時～ 翌午前6時
40 dB	45 dB	40 dB	40 dB

【一般地域の環境基準】

	6時～22時	22時～翌6時
一般地域の環境基準	55 dB 以下	45 dB 以下

(6) 低周波音に係る参照値

環境省による「低周波音による物的苦情に関する参照値」及び「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」は次のとおりである（甲5，職2〔9頁〕）。なお，物的苦情に関しては，問題となる住居などの建物の屋外で，建物から1～2メートル程度離れた位置を測定場所とするものとされている。また，心身に係る苦情に関しては，苦情者の住居などの問題となっている部屋の問題となっている位置を測定場所とするものとされている。

低周波音による物的苦情に関する参照値											
1/3 オクターブバンド中心周波数 (Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド音圧レベル (dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド中心周波数 (Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	Lg
1/3 オクターブバンド音圧レベル (dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	92

2 当事者の主張

(1) 申請人の主張

ア 被申請人らの加害行為

本件アパートの換気扇は毎日24時間稼働し、空調用室外機もほぼ毎日24時間稼働しているところ、夕方から翌日午前10時頃までや、土曜日、日曜日及び祝日などは空調用室外機の騒音がひどい。

例えば、105号室の空調用室外機は、真冬の夜間、頭のすぐ側で自動車がアイドリングするような音がして申請人は眠ることができなかつたし、203号室は、24時間にわたって換気扇と空調用室外機の騒音が大きく、申請人は夜間眠ることができない。202号室の空調用室外機は壊れているような高い音でキュルンキュルンという音や、陶器の食器を落として割ったような音がするし、稼働開始時や停止の際にはガッチャンという音がする。

具体的な騒音レベルは別紙1のとおりであり、その騒音レベルは騒音規制法上の規制基準である40dBを上回っている。申請人のみならず、申請人宅の隣家の住人も、被申請人会社に対して騒音の苦情の電話をした。

イ 申請人に生じた被害

申請人は、本件アパートの空調用室外機や換気扇の騒音により、夜間眠ることができず、朝から一日中ぼーっとしている。騒音、空気振動、低周波音（超低周波音を含む。）及び高音により、耳が痛く、高音にさらされ

ると一晩で耳が腫れ、硬いしこりができる。また、胃や大腸の調子が悪くなり、胸が締め付けられ、深呼吸もできない。血流が悪化し、免疫力が低下したことにより、乳がん、腎結石、逆流性食道炎を発症したほか、全身緊張、顎関節症の悪化、まぶたの裏に赤色など色がつき目がぐるぐるする等の全身への健康被害を受けている。

また、申請人は、申請人宅のうち本件アパートに近い部屋を使用できない状態になっているほか、申請人の家族も精神的肉体的苦痛を受けた。

ウ 加害行為と被害との間の因果関係

申請人による測定のほか、府中市役所職員の測定によっても、規制基準の40 dBを上回る騒音が観測されており、申請人に聴力低下が生じていることは測定結果からも明らかである。申請人は、遺伝的に聴力は良かったにもかかわらず、聴力低下が生じたのは、本件アパートの空調用室外機や換気扇から発生する騒音、低周波音のためである。それらの騒音、低周波音がなければ、申請人は、一度しかない人生を、もっと有効に、楽しく、精神的にも明るく過ごすことができた。

エ 損害額

前記イの睡眠妨害及び健康被害に伴い、申請人は、治療費、医療費、薬代及び交通費を負担した。その経済的損失による損害額は342万8201円であり、これらの健康被害及び申請人宅の家中の空気の悪化等による精神的苦痛を慰謝するための慰謝料額は3300万円が相当である。本申請では、これらの合計額のうち3300万円を請求する。

(2) 被申請人らの主張

ア 被申請人らの加害行為について

本件アパートのエアコンや換気扇からは、騒音や異音は発生していない。すなわち、本件アパートの賃借人からエアコンや換気扇から異音が発生しているとか、動作不良が生じているなどといった相談はないところ、仮に

本件アパートの建築以来、換気扇や空調用室外機が動作不良等により異音や騒音を発生させているならば、他の近隣住民や本件アパートの賃借人から被申請人会社に申出があるはずだが、そのような申出はない。

被申請人会社は、経年劣化により機器が正常に使用できないとの申出を賃借人から受けた場合には、当該機器の状態を賃借人から細かくヒアリングし、必要に応じて現地に動作確認に赴き、交換や修理が必要な場合は速やかに対応している。

申請人は、10年以上前から、被申請人らに対し、本件と同様の訴えをしており、被申請人会社は現地確認を何度か行ったが（営業時間外、夜間を含む。）、申請人が主張するような事実は確認できなかった。

イ 申請人に生じた被害について

不知。

ウ 加害行為と被害との間の因果関係について

争う。

エ 損害額について

争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨等によれば、以下の事実が認められる。

(1) 申請人は、平成22年1月18日、府中市に対し、本件アパートのエアコンの騒音についての苦情相談をした。府中市の職員が、同月29日に被申請人会社に電話したところ、被申請人会社は、異音が発生する物はその都度、新しいエアコンに交換しているので、現在著しい音は発生しておらず、申請人の精神的なものが原因だと思われると答えた。

府中市の職員は、同年3月5日、申請人の「明日、昼に見て頂きたい」と

の前日の電話による要望を受けて、申請人宅を訪問し、申請人宅の庭からエアコンの室外機を確認したが、その際、エアコンの室外機は稼働していなかった。（甲10公害苦情処理簿の1～4頁）

- (2) 府中市の職員は、平成22年3月17日12時33分、申請人から電話で「今、音がする」との申し出を受け、同日14時10分に申請人宅の現場を確認した。この際、府中市の職員は、申請人宅の敷地内のうち、本件アパートに近い場所（庭）では、本件アパートの室外機の音をわずかに確認したが、その他の庭や屋内では、申請人が聞こえるという音を確認できなかった。この際、申請人は、窓を閉めた状態の方が音は良く聞こえると述べた。（甲10公害苦情処理簿の6頁）

府中市の職員は、平成22年11月から12月頃、申請人宅で騒音測定をしたが、結果は騒音規制法上の規制基準未満であった（審問の全趣旨）。

- (3) 申請人は、その後も数回にわたり、府中市の職員に対し、本件アパートのエアコンや室外機の音がうるさいとの苦情の申立てをし、府中市の職員は被申請人会社に対して申立て内容を伝えた（甲10公害苦情処理簿の7～13頁）。

申請人は、平成27年7月10日、府中市の職員に対し、電話で本件アパートの202号室、203号室のエアコンの室外機の音が夜中中響き渡り、戦闘機が飛んでいるような感覚であると述べた。また、同年9月25日には、電話で「耳がモアーっとしている。耳栓をしても全ての部屋で音が聞こえる。」旨申し出た。（甲10公害苦情処理簿の14頁）

- (4) 申請人は、平成28年5月23日16時頃、府中市の職員に対し、電話で、本件アパートの1、2階の室外機の騒音で眠れない、被申請人bに連絡しても被申請人会社に任せていると言うのみだし、被申請人会社に連絡しても、女性店長が感情的になって対応してくれない、と申し出た。このため、府中市の職員が直ちに現場を確認したところ、ほとんど音はないが、かすかにカ

ラカラというような音はしていた。

また、申請人は、同月24日11時頃、府中市の職員に対し、電話で「隣のアパートから虫が鳴くような音が出ている」旨申し出た。このため、府中市の職員が現地を確認したが、特に音はしていなかった。

府中市の職員は、同年6月10日、被申請人会社に電話連絡したところ、被申請人会社の担当者は、「話があるたびに室外機を交換してきた。現在の音は常識範囲内。故障なら交換している」旨述べた。（甲10公害苦情処理簿の15頁）

- (5) 申請人は、平成29年3月6日、府中市の職員に電話をし、騒音計の借用を申し出た。このため、府中市の職員は、同月7日、申請人に対し、簡易検査用の騒音測定器を貸し出した。申請人は、当該測定器を使用して同月10日及び12日に騒音測定した結果を、同月13日に府中市の職員に提出した。（甲10公害苦情処理簿の16頁、甲4-1）

府中市の職員は、上記測定結果を見て、入居者が深夜帰宅してエアコンを起動させた時などに大きな音が出ているようだと考え、被申請人会社に電話連絡したところ、被申請人会社の担当者は「202号室の換気扇交換を予定しているが入居者と連絡が付かず、勝手に侵入して交換する訳にもいかず困っている」旨答えた（甲10公害苦情処理簿の16頁）。

- (6) 申請人は、平成29年3月17日、府中市の職員に対し、電話でまだ本件アパートから騒音がしていると申し出た。府中市の職員が同日10時頃現地を確認すると、本件アパート2階の部屋の室外機の音（古い、もしくは共振音〔公害苦情処理簿の原文のママ〕）が若干していた。このため、府中市の職員は、被申請人会社に対し、現地を確認の上対応するように電話で依頼した。（甲10公害苦情処理簿の16頁）

- (7) 申請人は、平成29年4月3日、府中市の職員に対し、電話で、「土、日曜に騒音が酷かったので、不動産屋（被申請人会社）へ電話したら、担当外

の社員が逆切れして非常に態度が悪かった。眠れず免疫力が下がり健康被害が出ている。精神的に不安定になっている。」と申し出た。府中市の職員が被申請人会社に電話連絡したところ、被申請人会社の担当者は、「202号室の入居者とは他にもトラブルがあり連絡しているが、なかなか連絡がつかず話が進まないで困っている。ただしc線沿線なので室外機以外の騒音もあるはず。測定して室外機の騒音が規制値を超えるようなら、改めて対応を考えたい」と述べた。（甲10公害苦情処理簿の17頁）

(8) 申請人は、平成29年4月12日、府中市の職員に電話をし、測定の依頼をするとともに、205号室は換気扇を交換済みであるが、室外機は3年ほどしか経過していないので交換できないと被申請人会社の担当者から言われている、多少の場所移動は可能であると言われているが未対応であり、現状はベランダの柵のギリギリに設置されているため音が響く、202号室の状況が一番悪い、本件アパートの建築（平成3年）以降、105号室、203号室以外は室外機の交換、移動をしていないと申し出た。

府中市の職員は、同月13日、申請人からの電話連絡を受けて、現場を確認したが、室外機の音は確認できなかった。（甲10公害苦情処理簿の18、19頁）

(9) 府中市の職員は、平成29年4月28日、本件アパートと申請人宅の敷地境界付近等の騒音測定をした。その測定結果（飛行機の飛行音を除外したもの）は別紙2のとおりである。（甲5、職1〔4頁〕）

また、府中市の職員は、翌29日、本件アパートと申請人宅の敷地境界付近及び申請人宅室内2階東側の部屋の床上1mの低周波音の測定をしたが、その測定結果はいずれも別紙3のとおりであった（甲5（なお、甲5には「測定日 平成29年4月28（金）」とあるが、4月28日の20時22分から騒音の測定を開始したものの、低周波音の測定をしたのは29日（土）0時46分以降と思われることから、「測定日 平成29年4月28（金）」

は「測定日 平成29年4月29日（土）」の誤記と思われる。）、職1〔7頁〕）。

(10)申請人は、平成29年12月28日、公害等調整委員会に対し、本件裁定申請を行った（当裁定委員会に顕著な事実）。

その後、府中市の職員は、平成30年2月1日、申請人宅と本件アパートとの敷地境界付近の騒音測定をしたが、その測定結果は別紙4のとおりである（甲30、職1〔4頁〕）。

2 被申請人らの加害行為について

空調用室外機等の稼働に伴い発生する騒音（低周波音を含む。）による被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③当該室外機等が設置された建物等の所在地の地域環境、④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容・効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決するのが相当である。

そこで、申請人の被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかについて検討する。

(1) 被申請人らの加害行為の態様、侵害の程度について

ア 騒音の程度について

(イ) 府中市の職員による測定結果について

前記認定事実(9)、(10)のとおり、府中市の職員による測定結果によれば、最大騒音レベル（L_{Amax}）、測定値の90%レンジの上端値

（L_{A5}）、等価騒音レベル（L_{Aeq}）の測定値に大差はないことから、等価騒音レベル（L_{Aeq}）の測定値について検討するに、平成29年4月下旬の20時台は、敷地境界線上でおおむね35dBから37dB程度（なお、甲5号証によれば、午後8時27分の測定結果は飛行機の飛行音が

含まれているため除外する。) であり、平成30年2月上旬の0時台は敷地境界線上でおおむね40dBから43dB程度である。なお、これらの騒音レベルは、本件アパートに設置された空調用室外機及び換気扇の稼働音以外の背景騒音(近隣住居の室外機からの騒音やその他の生活騒音等)を含んでいる可能性があるが、府中市役所職員は可能な限り電車の走行音や踏切の警報音等、容易に認識できる騒音を排除して測定するはずであるから、これらの音は含まれていないと考えられる。(職2〔7頁〕)

これを前提とすれば、4月下旬の20時台は、騒音規制法上の規制基準である40dB及び一般地域の環境基準である55dBを下回っている。また、前記認定事実(2)のとおり、平成22年11月から12月頃、府中市の職員が申請人宅で騒音測定をした結果も、騒音規制法上の規制基準未満であった。

他方、2月上旬の0時台の騒音レベルは敷地境界線上で約40dBから43dB程度であり、これは騒音規制法上の規制基準を超過するが、環境基準に基づくと超えていないと判断される(職2〔8頁〕)。

この点、騒音規制値を上回る点については、騒音規制法で対象とされる騒音源は同法が規定する特定施設を設置する工場・事業場等であり、本件アパートのような住居施設は対象とならないことを考慮すべきであるし(職2〔8頁〕)、また、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものか否かという観点では、敷地境界における騒音規制法上の規制基準よりも環境基準を超過していないことの方がより重要であることから、騒音規制法上の規制基準は参考にとどめるべきである。

そして、2月上旬の深夜は、「暖房」運転によるフル稼働に近い測定値であると考えられることからすれば、本件アパートのエアコンがフル稼働されたとしても、せいぜい42dBに暗騒音が加わった程度である

と推定でき（職2〔7頁〕）、本件アパートの換気扇や空調用室外機から発生する騒音は環境基準を超えるものではないと解される。

(イ) これに対し、申請人は、府中市の職員による測定結果の他に、別紙1のとおり自らが測定した騒音レベルを基に、本件アパートの空調用室外機等の騒音がひどいと主張し、これは、騒音が受忍限度を超えると主張する趣旨と解される。

しかしながら、平成29年3月10日から同月22日までの測定結果は、同じ測定方法によるものと解されるが、「瞬間値ではありません」という記載（甲4-2）と〇〇～〇〇dBという幅のある測定値は互いに矛盾するため、どのような数値を測定したかが不明であるし、そのような測定値が測定器により計測されたことを示す証拠は何ら提出されていない。また、申請人は騒音の測定に不慣れであると解されるし、前記認定事実(5)のとおり、府中市が貸し出した測定器は簡易検査用のものであった。

さらに、前記認定事実(2)、(4)、(6)、(8)のとおり、申請人が本件アパートから騒音がすると訴えて府中市の職員が現場を複数回にわたり確認した際も、第三者である府中市の職員においては、敷地境界付近以外では申請人がするという音を確認できないか、特に音はしていないか、かすかにカラカラという音がしていた程度にすぎないのであって、本件アパートの空調用室外機等から発生する騒音が環境基準を超えないという府中市の測定結果と整合していることからすると、申請人による測定の結果を直ちに採用することはできない。

(ウ) 申請人のその他の主張

申請人は、空調用室外機が壊れているような高い音でキュルンキュルンという音や、陶器の食器を落として割ったような音がし、稼働や停止の際にはガッチャンという音がする旨主張する。

しかし、府中市の職員による騒音測定における最大騒音レベル（L_{Amax}）は等価騒音レベル（L_{Aeq}）と大差がない上、前記認定事実（2）、（3）のとおり、申請人は府中市の職員が確認できない音が聞こえていたり、「耳栓をしても全ての部屋で音が聞こえる。」と述べていたのであって、申請人に聞こえているとする音が第三者にも聞こえる客観的なものであるかは疑問であるといわざるを得ない。また、本件アパートのエアコンの室外機の音が夜中中響き渡り、戦闘機が飛んでいるような感覚になるような騒音が発生しているのであれば、本件アパート南側真向かいにある住宅の住人を含む近隣住民からも深刻な苦情が多発するものと思われるにもかかわらず、そのようなことをうかがわせる事情もないことからすると、申請人の主張を直ちに採用することはできない。

この点、申請人は、令和元年7月2日の第1回審問期日において、申請人宅の南隣の住居の2階を間借りしている住人が、平成31年2月頃、申請人の前で、被申請人会社に電話で本件アパートの換気扇や空調用室外機がうるさいとの苦情の申入れをしたと主張する。しかしながら、申請人は、申請人の前で電話をかけたとする当該住民の氏名も答えられなかったことからすると、そのような人物が実在するのか疑問であるし、仮に当該人物による苦情の申入れが事実であったとしても、申請人によっても苦情の申入れはその1回のみであるというのであるから、本件アパートの空調用室外機等の騒音に対して近隣住民からの苦情が多発している状況にはないのであって、いずれにせよ本件アパートの換気扇や空調用室外機から申請人が主張するような音が発生しているとは考えられない。

イ 低周波音について

前記認定事実（9）のとおり、府中市の職員が平成29年4月29日に本

件アパートと申請人宅の敷地境界付近及び申請人宅室内において低周波音を測定した結果は別紙3のとおりであるが、これによれば、申請人宅屋外の低周波音は「低周波音による物的苦情に関する参照値」をどの周波数帯でも少なくとも20 dB以上下回り、申請人宅室内の低周波音は「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」をどの周波数帯でもおおむね15 dB以上下回っている。

この点、申請人の低周波音に対する知覚感度が平均的なものであれば、これらの低周波音によって申請人が影響を受けることは考えにくく、申請人が本件アパートの空調用室外機等から発生する低周波音を知覚できている可能性は低い。すなわち、申請人がこのような音圧レベルの低周波音を知覚できているとすれば、スーパーマーケットの魚介類売り場にあるような大型冷凍設備のコンプレッサ等の音に対してもより鋭敏に反応し、そこに近づくことさえ苦痛になると推測できるところ（職2〔9頁〕）、申請人においてそのような状態が生じていることを認めるに足りる証拠はない。

この点につき、申請人は、職第2号証に対する意見書において、スーパーマーケット等のコンプレッサ等、外出時における低周波音で不快感が生じる場合があったとしても一時的であるが、本件アパートからの低周波音は恒常的であり、申請人はそれに苦しめられていることを指摘する（職第2号証に対する意見書5、6頁）。しかしながら、当該指摘は、「不快感が生じる場合があったとしても」とあるとおり、必ずしも申請人がスーパーマーケット等でコンプレッサ等による低周波音を知覚していることを前提とするものでない以上、申請人が本件アパートの空調用室外機等による低周波音を知覚できている可能性は低いという専門委員の意見を覆すに足りない。

また、前記認定事実(10)のとおり、暖房のピーク運転時と思われる平成

30年2月1日には低周波音は測定されていないが（甲30）、前記認定事実(9)の平成29年4月29日の敷地境界付近の低周波音の測定値と

「低周波音による物的苦情に関する参照値」との比較及び申請人宅室内における低周波音の測定値と「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」とを比較すると、いずれの周波数においても少なくとも15dB程度、測定値が参照値を下回っていることから（甲5）、仮に暖房のピーク運転時に本件アパートの空調用室外機から発生する低周波音を測定したとすれば、平成29年4月29日の低周波音の測定値を上回る可能性があるとしても、前日の同月28日と暖房のピーク運転時と思われる平成30年2月1日の敷地境界付近における騒音の測定結果（等価騒音レベル〔LAeqの値〕）の最大値の差が6.1dBであることからすれば、上記暖房のピーク運転時の本件アパートの空調用室外機から発生する低周波音の測定値が「低周波音による物的苦情に関する参照値」及び「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」を超えるとは考えにくい。

ウ 小括

以上のとおり、本件アパートに設置された空調用室外機や換気扇の稼働による騒音は、空調用室外機が最も稼働することが想定される時期には敷地境界線上でおおむね40dBから43dB程度であり、23時から翌日8時までの騒音規制法上の規制基準を超えることがあるが、環境基準を超えるものではないと解される。それ以外の時期については、敷地境界線上でおおむね40dBを超えるとは認められない。

低周波音については、申請人がこれを知覚できていることの確証はない上、屋外において低周波音による物的苦情に関する参照値を下回り、申請人宅室内において低周波音による心身に係る苦情に関する参照値を下回っていた。

(2) 被侵害利益の性質と内容について

申請人は様々な症状を主張し、腎臓内石灰化、腹部大動脈石灰化（甲 5 7）、尿管結石（甲 5 8）と診断されたほか、高血圧の症状を和らげ、胃炎を改善する薬、食欲不振を改善する薬、気管支喘息を抑える薬、胃酸の分泌を抑える薬、湿疹・かぶれの軟膏、筋肉のこわばりを和らげる薬、めまいや肩こりを和らげる薬、不安や緊張を和らげる薬、痛みや炎症を抑える薬等多種多様な薬剤の処方を受けたことが認められる（甲 2 2、2 3）。

しかしながら、前記のとおり、敷地境界付近における騒音レベルは冬季の深夜時間帯においても環境基準を超えるものではないと解され、また申請人が本件アパートの空調用室外機等による低周波音を知覚している可能性が低いことからすれば、これらの疾患や体調不良が本件アパートの空調用室外機や換気扇から発生する騒音や低周波音によるものであると認めることはできないし、これを認めるに足りる的確な証拠もない。

このほか、申請人宅のうち本件アパートに近い部屋を使用できないという主張についても、第三者である府中市の職員においては、敷地境界付近以外では申請人がするという音を確認できないか、わずかに感知できる状態であったのであり、第三者であっても本件アパートに近い部屋を使用できない状態であったとは考えにくい。また、申請人の家族も精神的肉体的苦痛を受けたという点について、申請人の家族の健康被害等を基礎付ける診断書等の的確な証拠の提出もない。

(3) 本件アパート等の所在地の地域環境について

前記前提事実(4)のとおり、申請人宅及び本件アパート周辺は住宅が密集しており、周辺の自動車の交通量は少ないものの、申請人宅から北東へ約 40 m離れた場所に c 線の線路や踏切があり、その電車の走行音や踏切の警報音は申請人宅内においても聞こえる（職 1〔3 頁〕）ことからすると、本件アパート等の所在地が地域的に静ひつな環境にあるとまでは認められない。

(4) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害

の防止に関する措置の有無及びその内容、効果について

前記認定事実(4)、(7)のとおり、申請人が被申請人会社の担当者の言動によりストレスを感じていたことは認められるものの、申請人によっても「eさん」が平成29年以降、203号室、103号室、105号室の空調用室外機、換気扇の交換等の対応をしているとのことであり（平成30年10月9日付け「事実調査報告書（平成30年7月30日午後1時30分）に対する意見書」1頁）、本件アパートの空調用室外機等から発生する騒音が環境基準を超えていたと認めるに足りる証拠がないことからすれば、被申請人会社の対応自体をもって直ちに違法性が基礎付けられるというものではない。

(5) 総合判断

以上によれば、本件アパートに設置された空調用室外機や換気扇の稼働による騒音は、空調用室外機が最も稼働することが想定される時期には敷地境界線上でおおむね40dBから43dB程度であり、午後11時から翌午前8時までの騒音規制法上の規制基準を超えるものの、環境基準を超えるものではないと解されること、それ以外の時期においては騒音規制法上の規制基準も環境基準も超えるものではないこと、低周波音については、申請人が低周波音を知覚できていることの確証がない上、屋外において低周波音による物的苦情に関する参照値を下回り、申請人宅室内においても低周波音による心身に係る苦情に関する参照値を下回っていたこと、本件アパートの空調用室外機等から発生する騒音や低周波音と申請人の健康被害との関連も明らかでないこと、本件アパート等の所在地が地域的に静ひつな環境にあるとは認められないことからすれば、申請人が本件に対応する被申請人会社の担当者の言動によりストレスを受けたことがあったとしても、本件アパートの空調用室外機等から発生する騒音や低周波音が受忍限度を超えるものであるということとはできない。

3 結論

上記の次第で、申請人の本件裁定申請は、その余の点について検討するまでもなく、理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和元年8月27日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 吉 村 英 子

裁定委員 野 中 智 子

(別紙省略)